



2020年10月2日

各位

静岡県葵区常磐町2丁目6番地の8
株式会社TOKAIホールディングス

第9回定時株主総会における議決権行使の集計について

当社は、2020年6月25日開催の当社第9回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）について、議決権行使書の到達期限を2020年6月24日午後5時45分と定めておりましたが、一部の議決権行使書が上記到達期限前に到達していたにもかかわらず、有効な議決権として集計されなかったことにより、本定時株主総会の議決権行使結果に反映されていなかったことが判明しました。

当社は、定款に基づき株主名簿管理人を設置することとしており、株主名簿管理人として三井住友信託株式会社（以下、「SMTB」といいます。）を選任しており、本定時株主総会における議決権の事前行使の集計は株主名簿管理人であるSMTBが行ってまいりました。SMTBからは、その持分法適用会社で議決権集計業務の再委託先である日本株主データサービス株式会社において、議決権の行使期限前に到着した議決権行使書の一部を集計の対象から外していたとの報告を受けております。

上記報告を受けて、改めて調査を行った結果、本定時株主総会において集計の対象から外された議決権行使書は153件、その議決権数は合計で1,578個（議決権比率0.12%）であることが判明しましたが、本定時株主総会におけるいずれの議案の可否決の結果にも影響を与えるものではないことを確認しております。今後につきましては、再発なきよう適切な対応を行ってまいります。

なお、本件に関連して、2020年6月29日に提出した臨時報告書の訂正報告書を本日付で提出いたしますので、合わせてご報告申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

三井住友信託銀行 証券代行部（当社株主名簿管理人）

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

TEL：0120-782-031（受付時間 土・日・祝日・年末年始を除く 9:00～17:00）